

「可児市地区計画区域における建築物等の制限に関する条例」の改正について

【概要】

可児柿田流通工業団地を所有する事業者（株）センサーから提案された、当該団地における工業地域指定及び地区計画決定の都市計画提案に基づき、地区計画を都市計画決定することに伴い、条例改正を行うもの。

なお、工業地域の指定に伴い現在指定されている特定用途制限地域から除外されるが、併せて地区計画を都市計画決定し、条例改正することで、現行の用途制限とほぼ同等の規制となる。

【効果】

特定用途制限地域から除外し、工業地域を指定することで建築可能となる建築物の用途について、地区計画で用途制限を定め、条例で規定することで、

- ①建築基準法と連動し、建築確認時に地区計画に適合することが要件となる。
⇒地区計画に適合しないと建築確認が下りないこととなる。
- ②違反物件に対する罰則規定があり、違反行為に対する抑止力となる。
- ①②により、現行とほぼ同等の規制となる。

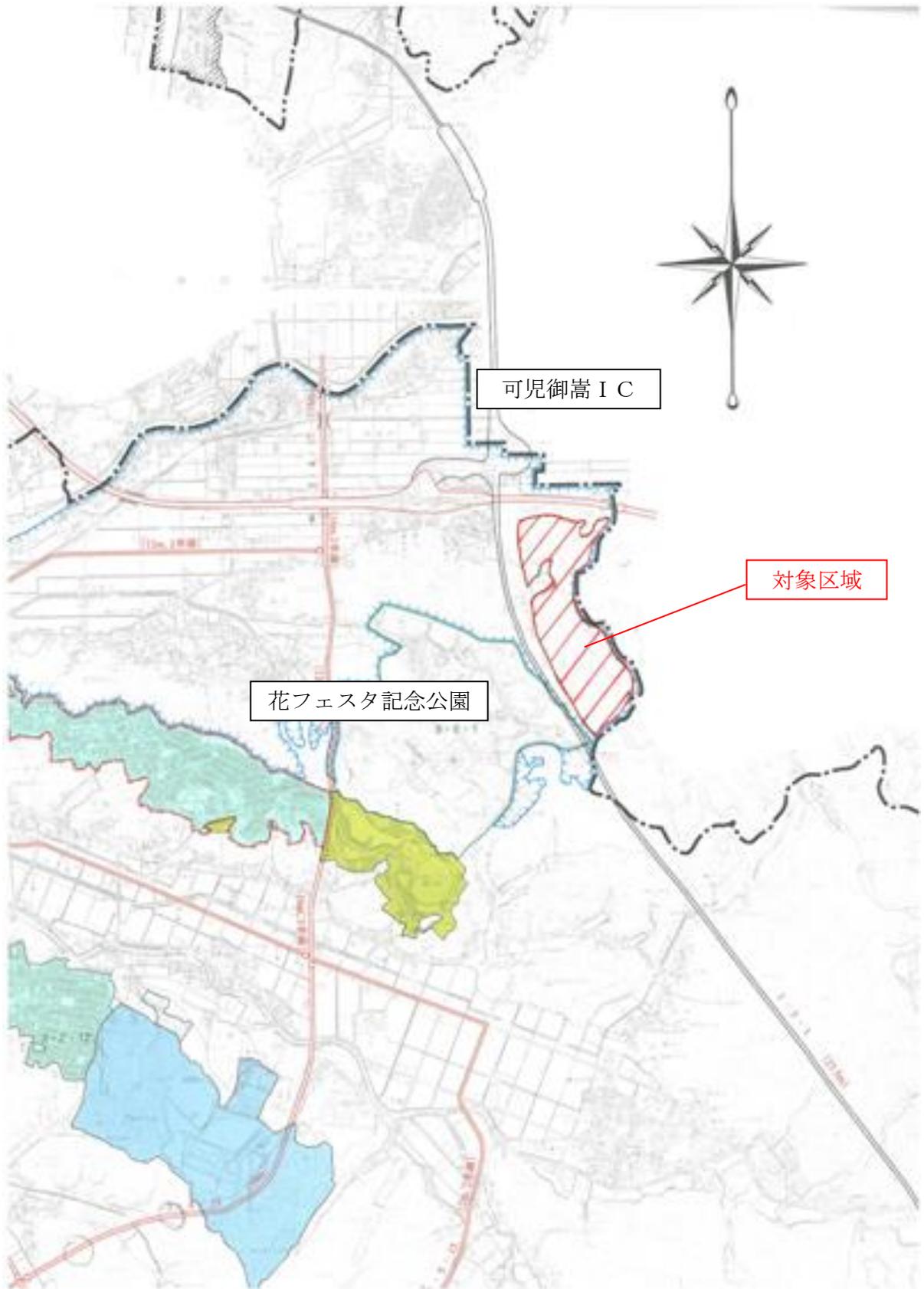
【改正内容】

- 1 条例の適用区域に可児柿田流通工業団地地区整備計画区域を加える。
- 2 可児柿田流通工業団地地区整備計画区域における建築物の用途の制限を定める。

区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物
可児柿田流通工業団地地区整備計画区域		法別表第2（る）項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 床面積が15㎡を超える畜舎 (2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの。 (3) 場内車券売場及び場内勝舟投票券発売所 (4) 法別表第2（ぬ）項第1号に掲げる建築物及び同項第2号に掲げる建築物

※建築物の用途の制限については、都市計画手続きを進める中で変更される可能性もある。

【施行日】 平成25年8月1日を予定。



可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

可児市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例（平成19年可児市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後															
<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた次に掲げる区域に適用する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">建築物の用途の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域名称</th> <th style="width: 20%;">細地区名称</th> <th style="width: 60%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物	(略)			<p>(適用区域)</p> <p>第3条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により告示された地区計画のうち同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画が定められた次に掲げる区域に適用する。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 可児柿田流通工業団地地区整備計画区域</u></p> <p>別表第1（第4条関係）</p> <p style="text-align: center;">建築物の用途の制限</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区域名称</th> <th style="width: 20%;">細地区名称</th> <th style="width: 60%;">建築してはならない建築物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"><u>可児柿田流通工業団地地区整備計画区域</u></td> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p><u>法別表第2(る)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物</u></p> <p><u>(1) 床面積が15㎡を超える畜舎</u></p> <p><u>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場内車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(3) 場外車券売場及び場内勝舟投票券発売所</u></p> <p><u>(4) 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる建築物及び</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物	(略)			<u>可児柿田流通工業団地地区整備計画区域</u>		<p><u>法別表第2(る)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物</u></p> <p><u>(1) 床面積が15㎡を超える畜舎</u></p> <p><u>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場内車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(3) 場外車券売場及び場内勝舟投票券発売所</u></p> <p><u>(4) 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる建築物及び</u></p>
区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物														
(略)																
区域名称	細地区名称	建築してはならない建築物														
(略)																
<u>可児柿田流通工業団地地区整備計画区域</u>		<p><u>法別表第2(る)項に掲げる建築物のほか、次の各号に掲げる用に供する建築物</u></p> <p><u>(1) 床面積が15㎡を超える畜舎</u></p> <p><u>(2) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場内車券売場その他これらに類するもの</u></p> <p><u>(3) 場外車券売場及び場内勝舟投票券発売所</u></p> <p><u>(4) 法別表第2(ぬ)項第1号に掲げる建築物及び</u></p>														

<p>備考</p> <p>1 この表において「法」とは、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号。以下「平成18年改正法」という。）による改正前の建築基準法をいう。</p> <p>2 （略）</p>	<table border="1" data-bbox="826 210 1382 322"> <tr> <td data-bbox="826 210 979 322"></td> <td data-bbox="979 210 1382 322"> <p>同項第2号に掲げる建築物</p> </td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「法」とは、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号。以下「平成18年改正法」という。）による改正前の建築基準法をいう。<u>ただし、可児柿田流通工業団地地区整備計画区域については、平成18年改正法による改正後の建築基準法をいう。</u></p> <p>2 （略）</p>		<p>同項第2号に掲げる建築物</p>
	<p>同項第2号に掲げる建築物</p>		

附 則
この条例は、平成25年8月1日から施行する。